

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧) 第二十一条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、財務局長等は、当該所有者の住所のうち、市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該財務局長等に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行ったときは、この限りでない。</p>	<p>(有価証券届出書等の備置き及び公衆縦覧) 第二十一条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる書類に記載された有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が個人である場合には、財務局長等は、当該所有者の住所のうち、市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区。次条第四項及び第二十三条第二項において同じ。）までの部分以外の部分を公衆の縦覧に供しないものとする。ただし、当該書類の提出者が、当該財務局長等に対し、当該所有者の住所のうち当該部分を公衆の縦覧に供することについて申出を行ったときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(23-2) (略) (23-3) 割当予定先の状況 次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先(第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。)ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。 また、割当予定先が特定引受人(会社法第206号の2第1項又は第244条の2第1項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。)に該当する場合であって、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、hに定めるところにより記載すること。 a 割当予定先の概要 次の(a)から(d)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。 (a)～(c) (略) (d) 有価証券報告書提出会社及び有価証券報告書提出会社以外の法人以外の団体 名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先(割当予定先が非居住者の場合に限り。)、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組員又はこれに類する者(以下この様式において「業務執行組員等」という。)に関する事項((a) から (d) までに掲げる当該業務執行組員等の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項とする。) なお、割当予定先又は業務執行組員等が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村(第21条第2項に規定する市町村をいう。(28)b及び(45)cにおいて同じ。)までを記載しても差し支えない。 b～h (略) (23-4)～(27) (略) (28) 関係会社の状況 a (略) b 住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報に記載された名称を記載することで差し支えない。 c～h (略) (29)～(44) (略) (45) 大株主の状況 a・b (略) c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。 振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(23-2) (略) (23-3) 割当予定先の状況 次のaからgまでに掲げる事項について、割当予定先(第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。)ごとに当該aからgまでに定めるところにより記載すること。 また、割当予定先が特定引受人(会社法第206号の2第1項又は第244条の2第1項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。)に該当する場合であって、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、hに定めるところにより記載すること。 a 割当予定先の概要 次の(a)から(d)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。 (a)～(c) (略) (d) 有価証券報告書提出会社及び有価証券報告書提出会社以外の法人以外の団体 名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先(割当予定先が非居住者の場合に限り。)、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組員又はこれに類する者(以下この様式において「業務執行組員等」という。)に関する事項((a) から (d) までに掲げる当該業務執行組員等の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項とする。) なお、割当予定先又は業務執行組員等が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村(政令指定都市にあつては区)程度の記載で差し支えない。 b～h (略) (23-4)～(27) (略) (28) 関係会社の状況 a (略) b 住所については、市町村(政令指定都市にあつては区)程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報に記載された名称を記載することで差し支えない。 c～h (略) (29)～(44) (略) (45) 大株主の状況 a・b (略) c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所については、市町村(政令指定都市にあつては区)程度の記載で差し支えない。 振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異</p>

動の内容を注記すること。

d・e (略)

(46) ~ (87) (略)

動の内容を注記すること。

d・e (略)

(46) ~ (87) (略)

改 正 案	現 行
<p>第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (23) (略) (24) 特別利害関係者等の株式等の移動状況 a ～ c (略) d 個人所有者の住所の記載に当たっては、<u>市町村</u>（第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。(25) b (c) 及び (26) c において同じ。) までを記載しても差し支えない。 e ～ j (略) (25) 第三者割当等の概況 a (略) b 取得者の概況 (a) ・ (b) (略) (c) 個人所有者の住所の記載に当たっては、<u>市町村</u>までを記載しても差し支えない。 (d) (略) c (略) (26) 株主の状況 a ・ b (略) c 個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市町村</u>までを記載しても差し支えない。 d ～ g (略)</p>	<p>第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (23) (略) (24) 特別利害関係者等の株式等の移動状況 a ～ c (略) d 個人所有者の住所の記載に当たっては、<u>市区町村</u>名までを記載しても差し支えない。 e ～ j (略) (25) 第三者割当等の概況 a (略) b 取得者の概況 (a) ・ (b) (略) (c) 個人所有者の住所の記載に当たっては、<u>市区町村</u>名までを記載しても差し支えない。 (d) (略) c (略) (26) 株主の状況 a ・ b (略) c 個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市区町村</u>名までを記載しても差し支えない。 d ～ g (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (52) (略) (53) 関係会社の情報 a (略) b 住所の記載に当たっては、市町村（第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。 c ～ g (略) (54) ～ (59) (略)</p>	<p>第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (52) (略) (53) 関係会社の情報 a (略) b 住所については、市町村（政令指定都市にあつては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。 c ～ g (略) (54) ～ (59) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (24) (略) (25) 大株主の状況 a・b (略) c 大株主は所有株式数の多い順に 10 名程度について記載し、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 67 条の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。 ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市町村</u>（第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。 d・e (略) (26) ～ (66) (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (24) (略) (25) 大株主の状況 a・b (略) c 大株主は所有株式数の多い順に 10 名程度について記載し、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 67 条の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。 ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市区町村名</u>までを記載しても差し支えない。 d・e (略) (26) ～ (66) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (14) (略) (15) 大株主の状況 a・b (略) c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市町村</u>(第21条第2項に規定する市町村をいう。)までを記載しても差し支えない。 d (略) (16) ～ (36) (略)</p>	<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (14) (略) (15) 大株主の状況 a・b (略) c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市区町村名</u>までを記載しても差し支えない。 d (略) (16) ～ (36) (略)</p>

改正案	現行
<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(6) (略) (7) 関係会社の状況 a (略) b 住所の記載に当たっては、市町村(第21条第2項に規定する市町村をいう。(20)cにおいて同じ。)までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報の名称を記載することで差し支えない。 c～f (略) (8)～(19) (略) (20) 大株主の状況 a・b (略) c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。 d・e (略) (21)～(46) (略)</p>	<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(6) (略) (7) 関係会社の状況 a (略) b 住所については、市町村(政令指定都市にあつては区)程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報の名称を記載することで差し支えない。 c～f (略) (8)～(19) (略) (20) 大株主の状況 a・b (略) c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。 d・e (略) (21)～(46) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第五号の二様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (21) (略) (22) 関係会社の情報 a (略) b 住所の記載に当たっては、市町村（第 21 条第 2 項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。 c ～ f (略) (23) ～ (30) (略)</p>	<p>第五号の二様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (21) (略) (22) 関係会社の情報 a (略) b 住所については、市町村（政令指定都市にあつては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。</p> <p>c ～ f (略) (23) ～ (30) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (45) (略) (46) 大株主の状況 a 最近日現在の議決権のある記名株式(他人(仮設人を含む。)名義のものを含む。)及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に 10 名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の 100 分の 1 未満の株主については記載を要しない。ただし、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市町村(第 21 条第 2 項に規定する市町村をいし、外国におけるこれらに相当するものを含む。)</u>までを記載しても差し支えない。 b (略) (47) ~ (69) (略)</p>	<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (45) (略) (46) 大株主の状況 a 最近日現在の議決権のある記名株式(他人(仮設人を含む。)名義のものを含む。)及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有者の多い順に 10 名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の 100 分の 1 未満の株主については記載を要しない。ただし、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市区町村名(外国である場合には、これに準ずるもの)</u>までを記載しても差し支えない。 b (略) (47) ~ (69) (略)</p>

改正案	現行
<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (27) (略) (28) 大株主の状況</p> <p>a 当事業年度末現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に 10 名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の 100 分の 1 未満の株主については記載を要しない。 また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市町村（第 21 条第 2 項に規定する市町村をいし、外国におけるこれらに相当するものを含む。）</u>までを記載しても差し支えない。</p> <p>b (略) (29) ~ (48) (略)</p>	<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (27) (略) (28) 大株主の状況</p> <p>a 当事業年度末現在の議決権のある記名株式（他人（仮設人を含む。）名義のものを含む。）及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に 10 名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の 100 分の 1 未満の株主については記載を要しない。 また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に 10 名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）</u>までを記載しても差し支えない。</p> <p>b (略) (29) ~ (48) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第九号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (15) (略) (16) 大株主の状況 a (略) b 第2四半期会計期間の末日現在の議決権のある記名株式(他人(仮設人を含む。)名義のものを含む。)及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。 また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市町村(第21条第2項に規定する市町村をいひ、外国におけるこれらに相当するものを含む。)</u>までを記載しても差し支えない。</p> (17) ～ (26) (略)	<p>第九号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (15) (略) (16) 大株主の状況 a (略) b 第2四半期会計期間の末日現在の議決権のある記名株式(他人(仮設人を含む。)名義のものを含む。)及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。 また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市区町村名(外国である場合には、これに準ずるもの)</u>までを記載しても差し支えない。</p> (17) ～ (26) (略)

改正案	現行
<p>第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (19) (略) (20) 大株主の状況 a 当該半期末現在の議決権のある記名株式(他人(仮設人を含む。)名義のものを含む。)及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。 また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市町村(第21条第2項に規定する市町村をいし、外国におけるこれらに相当するものを含む。)</u>までを記載しても差し支えない。</p> <p>b (略) (21) ~ (34) (略)</p>	<p>第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (19) (略) (20) 大株主の状況 a 当該半期末現在の議決権のある記名株式(他人(仮設人を含む。)名義のものを含む。)及び会社が把握している議決権のある無記名株式の所有数の多い順に10名程度について記載すること。ただし、その所有数が発行済株式総数の100分の1未満の株主については記載を要しない。 また、会社が議決権の数が異なる二以上の種類の株式を発行している場合には、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。 なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、<u>市区町村名(外国である場合には、これに準ずるもの)</u>までを記載しても差し支えない。</p> <p>b (略) (21) ~ (34) (略)</p>

